

平成24年10月1日
(財)日本住宅・木材技術センター認証部

電気亜鉛めっき5 μ mの接合金物の取り扱いについて

木造住宅用接合金物認定規程による接合金物（Zマーク、Cマーク、Mマーク、Dマーク、Sマーク表示金物）は、公共建築物等に対応するため平成24年10月1日以降から製造する接合金物の電気亜鉛めっきを5 μ mから8 μ mに改正しました。平成24年9月30日までに製造されたこれらの接合金物は、在庫の関係でしばらく流通しますが、これまでと同様、使用できます。

なお、製造年月日については、梱包箱の印字で確認することができます。

以上